

議案第102号関連資料

明石市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

電気自動車等を充電するための急速充電設備の需要増加に伴い、高出力の充電設備の普及が加速することから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、明石市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

（市内に設置している急速充電設備は9台）

2 改正の概要

急速充電設備に関する事項（第12条の2関係）

- (1) 急速充電設備の全出力の上限を「50キロワット」から「200キロワット」に改める。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を新たに定める。

※新たな細目の概要

部位等	必要な安全対策
コネクタ	コネクタの不時の落下防止措置
充電用ケーブル(液体冷却型)	冷却液と基盤の分離構造
開閉器(同時充電型)	開閉器の異常検知機能
蓄電池(蓄電池内蔵型)	温度の異常検知機能・制御機能の異常検知機能

3 施行期日

令和3年4月1日



急速充電設備 90KW 型